

# 竹林循環都市北九州(竹の利活用プラットフォーム)規約(案)

## 第1 名称

本プラットフォームの名称は、「竹林循環都市北九州」(以下、「本会」という。))とする。

## 第2 目的

本会は、竹材の利活用や竹林の整備など、竹に関わる事業者等の連携・協働を図り、放置竹林の出口戦略としての竹材の利活用を進めることを目的とする。

## 第3 取組

前項の目的のため、本会は次の取組を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 竹林の整備や竹の利活用に関する情報発信
- (3) 竹材の生産や竹の利活用に関する連携・協働
- (4) その他目的の達成に資する取組

## 第4 会員

民間事業者、団体等(3名以上で組織されていること)であって、本協議会の目的に賛同し竹材の生産、竹の利活用に取り組みもしくは取り組もうとする者は、本会の会員として登録することができる。

ただし、事務局は、公序良俗に反する場合など本会の適切な運営に支障が生ずる恐れがある場合には、登録を認めないことまたは登録を取り消すことができるものとする。

## 第5 入会及び退会

本会の会員登録を希望する者は、竹林循環都市北九州ウェブサイト内にある会員登録フォームに入力し、事務局の審査を受けるものとする。

本会の退会を希望する者は、事務局に申し出るものとする。

## 第6 会費

本会への登録にあたり、入会金、会費は徴収しない。

ただし、本協議会の活動のために必要となる交通費などの経費については、各会員が自ら負担するものとする。

## 第7 事務局

本会の事務局は、北九州市産業経済局農林課に置き、会の運営を行う。

## 第8 個人情報の取り扱い

本会の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)の規定に基づき、事務局で適切に管理し、会員の許可なく第三者には提供しないものとする。

附則 本規約は、令和6年〇月〇日から施行する。